

## 資料編

## ■立地適正化計画策定の経緯

開催日	会議等	主な内容
令和3年8月4日	立地適正化計画専門部会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画の概要</li> <li>現況・課題とまちづくりの方向性・骨格構造</li> </ul>
令和3年12月23日	立地適正化計画専門部会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回部会の振り返り</li> <li>都市機能誘導区域および誘導施設の検討・設定</li> <li>防災指針の策定</li> </ul>
令和4年3月23日	立地適正化計画専門部会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回部会の振り返り</li> <li>居住誘導域の検討・設定</li> <li>誘導施策の検討</li> <li>防災指針の策定</li> </ul>
令和4年9月29日	立地適正化計画専門部会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回までの振り返り</li> <li>防災指針の策定</li> <li>前回(第1~3回)からの変更点</li> <li>誘導施策の検討</li> <li>目標年次の設定</li> <li>立地適正化計画(素案)</li> </ul>
令和4年11月29日	立地適正化計画専門部会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回部会の振り返り</li> <li>目標指標と進行管理</li> <li>立地適正化計画(素案)</li> </ul>
令和4年12月21日 ～ 令和5年1月25日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画(素案)</li> </ul>
令和5年3月20日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画(案)</li> </ul>

## ■立地適正化計画専門部会委員名簿

(敬称略)

区分	所属	氏名
公共交通	広島工業大学 工学部環境土木工学科教授	伊藤 雅
福祉	大竹市社会福祉協議会	満井 敦子
商工	大竹市商工会議所	谷岡 茂
市民生活	大竹市自治会連合会	岡本 政幸
建築	広島工業大学 環境学部建築デザイン学科 准教授	杉田 宗

区分	所属	氏名
アドバイザー	広島県土木建築局 都市計画課長	廣中 伸孝

## ■用語集

あ行	
ウォーカブル	「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ造語。
か行	
開発行為	主として、建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした、土地の区画形質の変更のこと。都市計画区域内で所定の開発行為を行う場合は、開発許可が必要となる。
家屋倒壊等氾濫想定区域	水位周知区間について、洪水時に家屋の流出・倒壊等のおそれがある範囲。
幹線道路	都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。広幅員・高規格の道路であることが多い。
近隣商業地域	用途地域の一つで、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業や、その他の業務の利便を増進するため定める地域のこと。住宅や店舗のほか、小規模の工場も建てられる。
建築行為	建築物（建築基準法第2条第1号に規定）を新築、増築、改築、又は移転すること。
工業専用地域	用途地域の一つで、工業の利便を増進するため定める地域のこと。工場（規模を問わない）が建てられる一方、住宅、店舗（物品販売店舗、飲食店舗）、学校、病院、ホテル等は建てられない。
工業地域	用途地域の一つで、主として工業の利便を増進するため定める地域のこと。工場（規模を問わない）のほか、住宅、店舗等は建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するバスのこと。本市ではこいこいバスが該当する。
コンパクトシティ	高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造。
コンパクト・プラス・ネットワーク	地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
市街化区域	都市計画区域の中で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために指定される、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち市街化区域に該当しない、市街化を抑制すべき区域のこと。
準工業地域	用途地域の一つで、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域のこと。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの建物が建てられる。
商業地域	用途地域の一つで、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域のこと。銀行、映画館、飲食店、百貨店等の商業施設のほか、住宅や小規模の工場も建てられる。
人口密度	人口統計において、ある単位面積あたりに居住する人の数により定義される数値。都市化、土地利用の度合い等の目安となる。

浸水継続時間	任意の地点において、氾濫水到達後、一定の浸水深（例えば 0.5m）に達してからその浸水深を下回るまでの時間。
浸水深	洪水や内水氾濫によって、市街地や家屋、田畑が水で覆われることを浸水といい、その深さ（浸水域の地面から水面までの高さ）を「浸水深」という。国土交通省によると、一般の家屋では、浸水深が 50cm 未満の場合は床下浸水、50cm 以上になると床上浸水する恐れがあると言われている。
浸水想定区域 （洪水、高潮）	河川の氾濫や津波等により、住宅等が水につかる浸水が想定される区域。
た行	
大規模盛土造成地	宅地造成等規制法において、「一定規模以上の形状で、計算によって危険と確認できる造成宅地」と、「既に危険な事象が生じている造成宅地」と定められているもののうち、「一定規模以上の形状」の造成宅地を「大規模盛土造成地」と呼ぶ。大規模盛土造成地には、「谷埋め型」と「腹付け型」の2つの型がある。
津波開始時間	地震等により発生した津波が到達するまでの時間。 南海トラフ大地震が発生し、大竹市に最大級の波が到達するまでに 3 時間 39 分かかり、到達後は一気に浸水し始め、次第に津波高は上がっていくと推定されている。
津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第 53 条第 2 項に規定する基準水位により住民等に「知らせ」、いざという時に津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。
デマンド交通	バスや電車等のように決められたルート・ダイヤに基づき運行するのではなく、予約に基づき指定された時間に指定された場所へ送迎を行う交通サービスのこと。本市ではデマンド交通として、市内 5 地区で乗合タクシーが運行されている。
都市機能	相互に関連して都市全体を構成する各要素の固有の役割で、基本的な機能としては、居住機能、産業機能（商業・業務、生産、流通等）、教育・文化機能、レクリエーション機能、交通機能、情報・通信機能等があげられる。
都市計画区域	都市計画法という法律によって、都道府県知事や国土交通大臣が指定するエリアのこと。
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれがある土砂災害防止法に基づき指定された区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。
は行	
ハード・ソフトの対策	ハード対策は、構造物により洪水、高潮、津波等による外力（ハザード）を制御し、災害を防止・軽減するもの。ソフト対策は、ハザードマップの作成や避難態勢の整備、土地利用規制等により、洪水や高潮等によるハザードが発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減するもの。
ハザードエリア	災害ハザードエリア。被災の恐れが大きい区域であり、「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」とに二分される。

ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。
バリアフリー	高齢者や障がい者等の行動・生活上の障壁を取り除いた環境。例えば、段差の解消、スロープや手摺りの設置、車いす用トイレ、音声案内等。
避難場所	避難者が避難生活等を行うために指定する施設。
や行	
床上・床下浸水	戸建て家屋の浸水被害において、宅地～50cm の浸水を床下浸水、50cm 超の浸水を床上浸水としている。
ユニバーサルデザイン	人々の個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービス等を提供していかこうとする考え方。
要配慮者	災害時において、高齢者や障害のある方、妊産婦、乳幼児・自動、日本語に不慣れな外国人等、災害発生時に必要な情報を把握したり、一人で避難することが難しい人や、避難生活等が困難な人のこと。
ら行	
ランドバンク	空き地や空き家の管理・流通・再生を担う組織。
臨港地区	都市計画法又は港湾法により定められる、港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域のこと。